

○国土交通省令第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第二項及び第四項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の表二十二の項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同表四十九の項中「第三項まで」の下に「若しくは第七項」を加える。

第五条の二第一項中「三年以内ごとに行う」を「建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによる」に改める。

第六条の二第一項中「一年以内ごとに行う」を「建築設備の状況について安全上支障がないことを確認す

るために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによる」に改め、同条第二項中「二年」の下に「（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）」を加える。

第六条の三第二項第七号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項第八号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第十条の四第一項及び第四項中「若しくは第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書」に改める。

第十条の四の二第一項中「第三項まで」の下に「若しくは第七項」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 施行日前に開始した建築基準法第十二条第二項又は第四項の規定による点検については、なお従前の例による。